

県有地売却の一般競争入札を次のとおり行う。

平成二十三年二月九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 入札に付する物件

番号	所 在 地	種 别	地 積 (m <sup>2</sup> )	予定価格 (千円)
1	広島市中区広瀬町三番一六 安芸郡海田町南堀川町一三 四八番二一	土地	一〇一・六八	一六、四〇〇
2		土地	五七・七〇	四、九二〇

二 入札の申込先及び受付期間

1 申込先

〒七三〇一八五一一 広島市中区基町一〇番五二二号

広島県総務局財務部財産管理課（広島県庁舎本館三階）

2 受付期間

平成二十三年二月二十四日（木）から平成二十三年三月一日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前八時三十分から午後五時十五分まで（ただし、正午から午後一時までを除く。）

郵送の場合は、平成二十三年三月二日（水）午後五時十五分必着とする。

三 入札の日時及び場所

番号	入 札 の 日 時	入 札 場 所
1	平成二十三年三月九日（水）午前一〇時	広島県庁舎本館三階 財産管理課分室
2	平成二十三年三月九日（水）午前一一時	広島県庁舎本館三階 財産管理課分室

四 入札に関する注意事項

1 次に掲げる者は、入札に参加できない。

(一) 本件一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

(二) 次のいずれかに該当する者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

- (1) 県との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたと認められて、三年を経過しない者
- (2) 県の行う競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したと認められて、三年を経過しない者

(3) 県の行う競争入札の落札者が契約を締結すること又は県との契約者が契約を履行することを妨げたと認められて、三年を経過しない者

(4) 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたと認められて、三年を経過しない者

(5) 正当な理由なくして、県との契約を履行しなかつたと認められて、三年を経過しない者

(6) (2)(1)から(5)までの規定により、一般競争入札に参加できないこととされている者を、契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したと認められて、三年を経過しない者

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号から第六号までに該当する者

(4) 次のいずれかの場合に該当する者

(1) 代表役員等若しくは一般役員等が、暴力団の関係者であると認められるとき、又は暴力団関係者が資格者の経営に実質的に関与していると認められるとき。

(2) 代表役員等又は一般役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもつて、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしていると認められるとき。

(3) 代表役員等又は一般役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等に資金その他の財産上の利益を提供しており、又はこれらに便宜を供与するなどして積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

(4) 代表役員等又は一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(5) 代表役員等又は一般役員等が、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められ、若しくは(4)(4)に該当することとなる法人、組合等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

## 2 入札保証金について

(一) 納付

入札に参加する者は、入札金額の百分の五以上の額の入札保証金を金融機関の自己宛小切手によって入札当日受付の際に納付すること。

(二) 還付等

入札保証金は、次のとおり処理する。

(1) 落札者

売買代金又は契約保証金へ充当する。

(2) その他の者

入札当日の入札保証金納付時に交付した納記と引換えに還付する。

(三) その他

入札参加者が入札に関し不正の行為をしたときは、その者の納付した入札保証金は県に帰属する。

3 無効入札について

次のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とする。

- (一) 入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- (二) 入札が取り消すことができる無能力者の意思表示であるとき。
- (三) 入札者が二以上の入札をしたとき。
- (四) 他人の代理を兼ね、又は二人以上を代理して入札をしたとき。
- (五) 入札者が連合して入札をしたときその他入札に際して不正の行為があつたとき。
- (六) 入札保証金が所定の額に満たないのに入札をしたとき。
- (七) 必要な記載事項を確認できない入札をしたとき。
- (八) 入札書の入札金額が訂正してあるとき。
- (九) 入札書の入札金額以外の記載事項を訂正し、挿入し、又は削除した場合にその箇所に押印のないとき。

五 その他

- 1 入札に必要な書類は、広島県総務局財務部財産管理課に備え付けてある。
- 2 入札等に関する問い合わせ先  
広島県総務局財務部財産管理課 電話（〇八二）五一三一三〇五（ダイヤルイン）